

県立美術館（仮称）設計者選定に対する質問への回答

（「質問」については、原則として電子メールでお送りいただいたものをそのまま表記しています）

No.	実施要領等で 該当する項目	質 問	回 答
1	6. 計画条件 (2) 建築等条件 (イ)	駐車施設は「街区1」及び「街区2」に計画してくださいとありますが、「街区1」にのみ美術館を計画する場合でも、駐車施設は両街区に計画できますか。	<p>貴見のとおりですが、駐車施設の附置の特例の適用（大分市 駐車施設の附置等に関する条例施行規則第4条第1項第6号）について、大分市との協議が必要です。</p> <p>○駐車施設の附置等に関する条例 http://www3.city.oita.oita.jp/reiki/reiki_honbun/aq50204561.html</p> <p>○駐車施設の附置等に関する条例施行規則 http://www3.city.oita.oita.jp/reiki/reiki_honbun/aq50204571.html</p>
2	6. 計画条件 (2) 建築等条件 (イ)	駐輪施設は、「街区1」及び「街区2」の両方に計画する必要がありますか。	<p>大分市が定める自転車等の放置の防止等に関する条例（下記サイト）第16条を参考に計画してください。 http://www3.city.oita.oita.jp/reiki/reiki_honbun/aq50207771.html</p>
3	6. 計画条件 (2) 建築等条件 (イ)	駐車施設は未定と100台の計画の記述がありますが、「街区1」及び「街区2」に100台を計画すると考えてよいですか。※印を踏まえると、今後、駐車施設台数は増える（又は減る）可能性があると考えてよいですか。	<p>貴見のとおりです。</p>
4	6. 計画条件 (2) 建築等条件 (イ)	大分市の駐車施設に関する附置義務条例では、100台までの算定にはなりません、ある程度余裕を想定して100台を計画すると考えてよいですか。	<p>貴見のとおりです。</p>

本回答書に記載の設計条件はプロポーザル提出のためのものであり、実際の設計条件等と必ずしも一致するものではありません。